節海外行動(四七)

第×節外交措置(五一)

争作戦に関する連合王国との協定条項(三九)

第Ⅰ節指令(三六)

=

第Ⅱ節定義(三六)第Ⅲ節一般仮定(三六)第Ⅳ節戦争理念(三七)

第V節戦

第™節一般任務(四三)第™節任務(四三)

凡例

目

次

資料解説

証拠書類

九 (A) 米英参謀航空協定(「ABC—二」) ...... 米英参謀会議報告主文(「ABC-1」) ...... に関する一般「覚書」(二八) 争計画 (111) 付属書
軍事使節団の組織(八) 米国側戦争計画および作戦計画 付録A豪州およびニュージーランド根拠地の境界(二七)付録B英国海軍部隊の配備 付属書▶通信(二九) 付属書■軍隊の戦略指揮の責任(一○) 付属書V船舶の統制および保護(三一) 付属書Ⅱ米英連合基本戦 Ξ

四 米海軍基本戦争計画――「レインボー第五」(「WPL――――――――――――――――――――――――――――――――――――
# 一部 第一章任務編制 (六二) 第二章和定 (下四)   第二章 大平洋方面部隊 (五四) 第三章 極第三部 各部隊の任務 第一章 一章 和定 (六四) 第二章 有 上 一 (七二) 第二章 極   東方面における諸部隊 (五四) 第二章 極   東方面に対する第一次   東京

目

						+					6
六	五.	四	Ξ	: =	<del></del> ,		六	Б.	四	Ξ:	
仏印および付近の日本軍推定報告	一 第一四海軍区(ハワイ)の通信情報要約(二六七) 二 太平洋艦隊情報参謀の情報報告(二七四)日本艦隊の動静に関する情報資料	日(二六一) 四一九四一年一二月一日(二六三)    一一九四一年一一月四日(二五五) 二一九四一年一一月二五日(二五八) 三一九四一年一一月二七米海軍情報部の日本艦隊の所在報告覚え ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一 一九四一年一○月一七日(二四九) - 二一九四一年一○月二五日(二五一)ハワイ方面陸軍部隊情報部の国際情勢(日本)見積り	(二四四) 五一九四一年一二月一日(二四六)    一一九四一年七月二日(二四一) 二一九四一年九月二五日(二四二) 三一九四一年一○月二一日 米海軍情報部の情勢見積りと「覚書」	日(二三五) 1 一九四一年一一月一日(二二五) 2 一九四一年一一月一五日(二三一) 3 一九四一年一二月   米海軍情報部の現下の国際情勢要約	敵情判断	極東情勢に関する大統領への統合覚書	統合会議記録「太平洋情勢」	極東情勢判断に関する大統領への統合覚書		返見青巻こ場广る左手尾充含(後)の寸後

四

について、一九四一年一月三一日)(三〇二) 四 海軍作戦部長より海軍省航空、兵器、施設、補給経理九四一年一月二一日)(三〇一) 三太平洋艦隊司令長官より海軍作戦部長宛(第二哨戒機部隊の準備について、一日)(二九九) 二太平洋艦隊索敵部隊指揮官より海軍作戦部長宛(第二哨戒機部隊の準備について、一月四一年一月一六一第二哨形機部隊第推指官より海軍作戦部長宛(第二哨形機部隊の準備について、一九四一年一月一六

() (三五: 1)	九四二年一月一日)(三五二)	
キメル提督あて(一九四一年一二月一九日)(三五〇) 二 真珠湾攻撃調査委員会首席委員あて(一哨戒機部隊指揮官ベリンジャー提督の「覚書」	第二	九
一 一九四一年一一月三○日の「覚書」(三四八) - 二 一九四一年一二月五日の「覚書」(三四九)「二四時間以内に日米戦が起こった場合の処理」についての太平洋艦隊司令長官の「覚書」	一一九四一年一一月三〇日の「覚書」「二四時間以内に日米戦が起こった場合の	Х
草案(一九四一年七月一四日)	ハワイ陸軍作戦要務草案(一九四一年七月一四日)	七
りハワイ方面陸軍部隊司令官へ(一九四一年八月一六日)(三三六) 三 太平洋艦隊司令長官よ軍部隊司令官より太平洋艦隊司令長官へ(一九四一年八月五日)(三三五) 三 太平洋艦隊司令長官より太平艦隊司令長官へ(一九四一年六月一九日)(三三五) 二ハワイ方面陸	りハワイ方面陸軍部隊司令官へ(一九四軍部隊司令官より太平洋艦隊司令長官一第一四海軍区司令官より太平艦隊司	
飛行機警報施設に関する現地指揮官間の文書		六
回题写音阅述从语作: 8 - 强重不可兼着个人多手件人是美术人格名人。 1	年四月一四日)(三三四)	
・/ ニヽ1~5百巻耳吊旅吹客削雪より楚耳針馬及削雪\り彗節(真朱弯の方空こつハて、一九四一保護、一九四一年二月二七日)(三二七) 六〔ハワイ方面陸軍部隊〕野戦命令(オアマ島の防衞)(三三	保護、一九四一年二月二七日)(三二七	
平)(三二一) 五〔海軍根拠地防衛部隊〕機密作戦計画第一号の四一(艦隊の安全のため真珠湾の統合	平)(三二一) 五〔海軍根拠地防衛部	
洋艦隊機密文書第二CL四一号(根拠地および行動海域における艦隊の安全、一九四一年一○月一四日	洋艦隊機密文書第二CL四一号(根拠:	
行動の場合における陸海軍の統合行動に関する統合見積り(一九四一年三月三一日)(三一六) 四太	行動の場合における陸海軍の統合行動	
統合協定(一九四一年三月二八日)(三一五) 三 オアフ島またはハワイ方面の艦隊に対する敵の奇襲	統合協定(一九四一年三月二八日)(三	
統合沿岸海域防衛計画(一九四一年四月一一日)(三〇九) 二艦隊の真珠湾根拠地の保護に関する	一統合沿岸海域防衛計画(一九四一年	
	<b>真珠湾防衛計画</b>	$\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$
	門方 音冊 ファイ を 計画 ( 音画 ) デー	

一〇 ハワイ空襲防衛に関する陸軍と海軍の責任

=

陸軍査問委員会------

B

## 查問委員会議事録

=

戦時、太平洋艦隊索敵部隊巡洋艦群指揮官の証言、一九四一年三月、米海軍部隊の豪州方面行動につい 長の証言、米海軍の戦争計画などについて、一九四四年四月三日)(三八三) **積りについて、一九四四年三月三一日)(三八〇) 四ターナー提督(開戦時、海軍作戦部戦争計画部** 月二三月(三七七) 作戦参謀の証言、日本軍の企図判断と、真珠湾攻撃時、当直参謀としての措置について、一九四四年三 の発見について、一九四四年三月一五日)(三七六) 校として実施した措置について、一九四二年一月八日)(三六九) 一年一月七日) (三六七) ベリンジャー提督(開戦時、第二哨飛機部隊指揮官の証言、真珠湾に対する航空攻撃前に日本潜水艦 キメル提督の証言(一九四一年一二月七日、太平洋艦隊司令長官が発出した諸命令について、一九四 一九四四年四月一三日)(三八五) 三レートン海軍大佐(開戦時、 一カミンスキー海軍予備少佐の証言(真珠湾攻撃時、 二マーフィ海軍大佐 太平洋艦隊情報参謀の証言、日本海軍の情勢見 (開戦時、太平洋艦隊次席 五ニュートン提督 第一四海軍区当直将

相より喜多〔ホノルル〕総領事宛電報第一二三号(真珠湾在泊艦船と防備状況の毎日 報告について) 使宛電報第八六七号(暗号機械などの処分について) (三八八) 二号(ウェルズ国務次官と会談について)(三八七) 三一九四一年一二月二日、東郷外相より野村大 由の調査などについて)(三八七) 二一九四一年一二月二日、野村大使より東郷外相宛電報第一二三 一 一九四一年一二月一日、東郷外相より野村大使宛電報第八六五号(米大統領の急遽ワシントン帰還理 四一九四一年一二月二日、東郷外

			ナ		五	四
いて)(四○九) 七 第八○駆逐隊司令より近海哨戒指揮官宛一九四一年一二月一三日付け 文書(「ワー揮官より第一四海軍区司令官宛一九四二年二月一四日付け文書(防禦網水道防衛指揮官の戦時日誌につ	衛隊、「コンドル」および「ワード」の戦時日誌摘要)(四〇七) - 六 第一四海軍区防禦網水道防衛隊指出書類第七五(一九四一年一二月七日の第一匹海軍区海軍根拠地防衛部隊、第一四海軍区防禦網水道防	『日本軍の航空攻撃前、真珠湾口沖の潜水艦発見報告四五年六月五日)(四○二) ニアンダーコフラー海軍予備に	二九日)(四○一) ニーウィルキンソン提督(開戦時、米海軍情報部長の征言、米海軍情報部の作業要一レートン海軍大佐(開戦時、太平洋艦隊情報参謀の証言、日本艦隊の所在について、一九四五年五月ヒョーウィット調査機関	使より東郷外相に本外交電報の経過五年五月七日である。 で、カーサーは、中では、大学では、大学ででは、大学ででは、大学では、大学では、大学では、大学では、	クランゼン調査機関	(三九三) 三マックモーリス提督(開戦時、太平洋艦隊戦争計画部参謀の証言、対日情勢判断などに(三九〇) 二キメル提督の証言(真珠湾における航空魚雷の防禦について、一九四四年八月一五日)  一マーシャル将軍(開戦時、陸軍参謀総長の証言、対日情勢判断などについて、一九四四年九月二日)  海軍査問委員会

ド」の日本潜水艦撃沈について)(四一五) 八 ヒューウィット調査機関提出書類第七六(一九四一年一 一月七日の真珠湾戦闘報告について)(四一六)

七結

司令長官兼海軍作戦部長より海軍長官宛文書10、海軍長官の一九四四月一三日の訓令によって設けられ 起案(四二二)F、一九四一年一二月七日の通達(四二三)第四章ワシントンの責任(一、全般、二、 二、委員会の事実認定の補遺三、海軍査問委員会報告の第二裏書き―一九四四年一一月六日、米国艦隊 秘報告 (三、"ウィンド・メッセージ" 五、要約) (四二九) 戦争会議、三、国務長官、四、陸軍省、五、陸海軍の通達の不一致)(四二五) 二陸軍査問委員会の極 二月七日までの危機のA、「 重要な諸メッセージ」(四二○)C、「 一 月二七日付け通達第四七二号」の 陸軍査問委員会の報告 一九四一年一二月七日の日本軍の真珠湾攻撃調査する海軍査問委員会について)(四三二) 第二章背景(四一八) 第三章真珠湾の状況(一九四一年一〇月一日から一 三海軍査問委員会報告(一、事実の認定